

任期満了に伴い、新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が就任しました。

令和5年9月30日の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新しい農業委員19人と、農地利用最適化推進委員17人が就任しました。

各委員の任期は、令和8年9月30日までです。

新役員、新委員は次のとおりです。(順不同、敬称略)

【会長】
真摺 広也



【会長職務代理者】
山口 博史



【農業委員】

- ▽久保さとみ (鴨島町上浦)
- ▽山口 博史 (鴨島町牛島)
- ▽藤本 敏夫 (鴨島町牛島)
- ▽大塚 春幸 (鴨島町中島)
- ▽原田 正昭 (鴨島町山路)
- ▽河野 隆義 (鴨島町敷地)
- ▽江本 康治 (鴨島町西麻植)
- ▽瀬尾 誠悟 (鴨島町知恵島)
- ▽阿部 芳浩 (川島町山田)
- ▽松本 武夫 (川島町栗村)
- ▽大久保光江 (川島町三ツ島)
- ▽藤川 利文 (山川町山路)
- ▽川端 武夫 (山川町諏訪)
- ▽安部 健司 (山川町若宮)
- ▽原 博一 (山川町川東)
- ▽真摺 広也 (山川町奥川田)
- ▽南園 恵志 (山川町村雲)
- ▽芝高 敏雄 (美郷字山王)
- ▽近藤 清 (美郷字土井ノ奥)
- 第1区**
- ▽遠藤予志郎 (鴨島町牛島)
- ▽毛利 益三 (鴨島町山路)
- ▽高野 康寛 (鴨島町森藤)
- 第2区**
- ▽岸田 正幸 (鴨島町喜来)
- ▽山口 泰範 (鴨島町知恵島)

●第3区

- ▽石原 幸男 (鴨島町飯尾)
- ▽河野 敏信 (鴨島町飯尾)

●第4区

- ▽篠原 隆史 (川島町栗村)
- ▽梶川 晴雄 (川島町栗村)
- ▽天満 茂樹 (川島町児島)

●第5区

- ▽鎌倉 英章 (山川町岩戸)
- ▽杉野 利行 (山川町前川)

●第6区

- ▽住友 武司 (山川町季邦)
- ▽山尾 雅泰 (山川町井上)
- ▽吉田 健 (山川町川田)

●第7区

- ▽楮山 宣行 (美郷字宮倉)
- ▽天野 宣正 (美郷字宗田)

▼農地利用最適化推進委員が担当する区域▼

| | |
|-----|--------------------------|
| 第1区 | 鴨島町上浦、牛島、麻植塚、内原、森藤、山路、中島 |
| 第2区 | 鴨島町鴨島、喜来、上下島、知恵島 |
| 第3区 | 鴨島町飯尾、敷地、樋山地、西麻植、栗島 |
| 第4区 | 川島町全域 |
| 第5区 | 山川町山瀬地区 |
| 第6区 | 山川町川田地区 |
| 第7区 | 美郷全域 |

農地を転用する場合は許可が必要です!

農地転用とは？

農地（田、畑）を宅地、駐車場、資材置場などのように農地以外の用途に転換することをいいます。農地転用する場合は、事前に農業委員会の許可が必要です。

なぜ許可が必要なのか？

食料の安定供給の基盤である農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、一定の規制を設ける許可制度となっています。

許可を受けずに転用すると・・・

許可を受けずに転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、罰則が課されることもあります。



吉野川市農地賃貸借料情報

農地の賃貸借料情報(農地の賃貸借の実勢価格)を提供します。賃貸借契約の目安としてご利用ください。令和4年4月から令和5年3月までに締結された農地の賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、次のとおりとなっています。

1 田(水稲)の部

単位(円)

| 締結された地域名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | 備考 |
|------------|-------|--------|-------|------|-------|
| 鴨島町 | 7,600 | 11,500 | 3,000 | 42 | |
| 川島町 | 6,100 | 10,000 | 3,700 | 21 | |
| 山川町 | 7,700 | 11,300 | 2,600 | 31 | |
| 美郷 | | | | | 賃貸借無し |
| (参考)吉野川市平均 | 7,100 | | | 94 | |

2 畑(普通畑)の部

単位(円)

| 締結された地域名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | 備考 |
|------------|-------|--------|-------|------|-------|
| 鴨島町 | 9,500 | 16,000 | 3,500 | 49 | |
| 川島町 | 6,400 | 7,200 | 3,000 | 11 | |
| 山川町 | 5,300 | 9,000 | 4,000 | 6 | |
| 美郷 | | | | | 賃貸借無し |
| (参考)吉野川市平均 | 7,100 | | | 66 | |

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。

*2 賃貸借料を物納支給(水稲)としている場合は、30kg当たり5,000円に換算しています。

*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

●問い合わせ 農業委員会事務局 ☎22-2227 FAX22-2237

マイナンバーカード休日特設窓口

マイナンバーカードの申請がお済みで、交付通知書が届いた方の受け取りに必要な手続きを休日に、次の日程で行います!!

なお、この休日の手続きの際は、下記の必要書類を本人が持参いただき、できあがったマイナンバーカードとの顔確認をして翌開庁日に簡易書留でお送りする手続きを行います。

(※その場でマイナンバーカードはお渡しできません)

【実施場所・実施日時】 市役所本館1階 ※入り口は本館東側通用口から

★休日の受付日時

11月19日(日)・12月17日(日) 午前9時～正午まで

【マイナンバーカードの受取手続きに必要なもの】

①マイナンバーカード交付通知書(はがきサイズの白い通知書)

裏に、住所および氏名を記入してください。

②本人確認書類

1点で可: 運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)など

2点必要: 健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証・医療受給者証など

③暗証番号記入用紙(4つの暗証番号を記入してください)

④通知カード(あれば持参してください)



●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

●問い合わせ 農業委員会事務局 ☎22-2227 FAX22-2237